

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校などに在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

まだ提出していない学生は、4/26（金）までに学生支援センターへ！！

※在学猶予を受けた期間が終了する学生で、休学・留年等で引き続き在学する場合は再度提出してください。

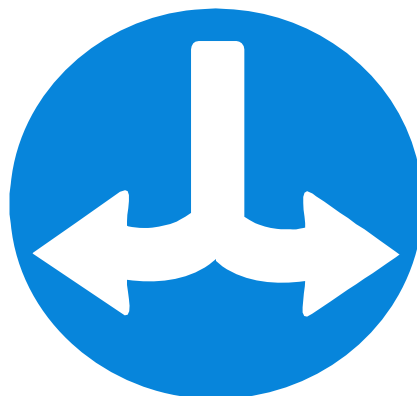
在学届用紙は「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ
(<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>) に掲載されています。

在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合

⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出



◆在学猶予を希望しない場合 (返還が始まります)

⇒ リレー口座加入の手続き
⇒ 初回の返還が振替不能と
ならないよう注意

<在学猶予に該当するのは…>

- ① 奨学金を借りていた方が進学した場合
- ② 奨学金の貸与終了（辞退・廃止も含む）後も引き続き学校に在学（留年中を含む）している場合

※聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等の場合は在学猶予の対象となりません。

※ 在学猶予が終了する前には、返還説明会に出席するなどにより、返還に関する留意事項を確認してください。